

第三日

○十一月廿日 午別 九時十分

決議

十、去任入等受入 必要扶助 以 策 了 件

提出 國庫券切回見等

要事 概 上 理 在

（五）五 確 定 者 切 回 見

川 崎 文 史

決議

我國民は三大義務の一として徴兵の義務があるのである。而して若し國家の非常事突發せんか兵士は自己の一切を犠牲にして國家國民の爲めに戦ふのである。この出征兵士の家族に對して生活の保障を與へる事は之亦國家の當然なる義務である。然るに過去に於て之等家族の生活保障は、甚だ不徹底にして貧窮の結果、幾多の悲慘事と起せる事實を認むるものである。我等は國家の干渉として重大なる任務に就く出征軍人の家族生活を徹底的に保障されんことを要求す

陸軍大臣 荒木貞夫閣下  
海軍大臣 岡田啓介閣下